

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 水産課
内線番号	4997

No.	項目	内容
①	処分名	試験研究等の適用除外に係る許可又は変更の許可
②	法令名	京都府漁業調整規則
③	法令番号	令和2年京都府規則第54号
④	根拠条項	第43条第1項及び第6項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第43条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
⑦	審査基準	1 次の(1)～(4)までの、特別採捕許可の取扱方針(以下「方針」という。)の要件を満たすこと (1) 方針第2の許可の対象 (2) 方針第3の許可の対象者 (3) 方針第4の採捕の期間の上限 (4) 方針第5の許可の申請
⑧	経由機関名	無し
⑨	協議機関名	無し
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)30日
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	農林水産部 水産課 漁政企画係(電話:075-414-4997)
⑬	備考	特別採捕許可の取扱方針 https://www.pref.kyoto.jp/suiji/documents/tokusaikyokahoushin.pdf